



令和 4 年 6 月 7 日
観 光 庁

「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」 を策定しました

6月10日からの、添乗員付きパッケージツアーの受入開始に向けて、本日、外国人観光客の受入れ対応に関し、旅行業者や宿泊事業者等が留意すべき点をまとめたガイドラインをとりまとめました。

- 本ガイドラインは、観光庁が実施した「訪日観光実証事業」で得られた知見も反映して、感染拡大防止のために留意すべき事項や、陽性者発生時を含む緊急時の対応に関し、ツアーの造成から終了に至るまでの各段階で、旅行業者、旅行サービス手配業者、添乗員、宿泊事業者等の観光関係者が取るべき対応について整理したものです。
- 旅行業者をはじめとする観光関係者においては、本ガイドラインの内容を十分理解し、遵守していただくよう、お願いいたします。

※外国人観光客の受入れ開始の概要等については、下記観光庁 HP をご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

別紙 1

[ガイドライン本文](#)

別紙 2

[ガイドライン骨子](#)

【問い合わせ先】

観光庁 国際観光部 国際観光課

代表：03-5253-8111（内線 27425、27423、27424、27407、27434 ※英語対応は 27429）

FAX：03-5253-1563